

第1予算審査特別委員会（第2日目）

H22. 3. 15(月) 10:00～

第二委員会室

開 会 10:00

委員動静報告

委員長

9名出席。これより本日の会議を開く。昨日の答弁においてもはっきりしない部分があることから、実態を明らかにするように願います。清水議員。

清水

来年度から放課後子ども教室が始まるということで、内容としては後退しないということなので、児童館と放課後子ども教室の運営費にどういう差が出てくるのかが一番のポイントである。そうすると財源も違うので、精度の高い比較が必要になる。歳入、歳出で今回のこの4館が児童館時代と放課後子ども教室になっての比較を出していただきたい。口頭の答弁では不正確になるので、きょうでなくてもいいので最終日までをお願いしたい。

民生費

委員長

民生費の説明を求める。保健福祉部長。

狩野部長

（民生費について説明する。）

委員長

説明が終わった。これより関連議案第17号、23号、24号、25号、33号、34号、35号、39号、41号及び42号を含めて一括質疑に入る。質疑はあるか。

本 間

清水委員からの資料要求によって提出された資料に基づいた質疑をする。指定管理施設の関係だが、滝川更生園、滝川新生園、緑寿園、花月保育所、一の坂保育所、江部乙保育所も含めて、非常に収支差額が大きく出ているという平成20年度決算の状況がある。それぞれ438万円、1,236万円、1,258万円、1,330万円、1,940万円、610万円ということで、割合にすると多いところでは総収入の2割になりそうな収支差額が出ている。21年度についてはわからないが、22年度予算において、あらゆる入所者数のことや介護報酬の見直しなどもあると思うが、こうした中で管理代行負担金自体も増額しているところもあるわけで、単純に金額が多いからどうなのかと思っている。これについてどういう考えで進めているのか伺う。それぞれについて答えていただきたい。

佐々木課長

管理代行負担金の関係だが、保育所3施設について収支差額が出ている。管理代行負担金の基本は、国の保育単価に基づいて払っている。この負担金のもとで、保育所運営においては看護師をどう配置するとか、例えば0歳児であれば1人に3人とかといった基準に基づいて適正に行っている。これについては道の監査があったり、市のチェックもある。管理代行負担金の収支差額だが、特に社会福祉事業団へ委託している3つの保育所は、3つとも新しく、立地条件、民間運営ならではのコスト低減を図りながら、延長保育や一時保育をするなど、そのほか子育て支援センターとの抱き合わせということで連携して保護者ニーズの高い保育サービスを行って、利用数は常に満員状態である。管理代行負担金の計算上は、保育単価掛ける人数ということで多い水準になっている。また、平成20年度は花月保育所、一の坂保育所とも保育単価が高い0歳児が伸びたことで管理代行負担金も19年度よりもさらに伸びている。一の坂保育所については、看護師が一時欠けたことで若干賃金が浮いた形になっている。収支差額の要因は、人件費などが主なものだと思うが、市に比べて若い職員が多いことなど経営努力のあらわれだと思う。この数字についてだが、先ほど言った一の坂保育所については、特別な要因等を含めて高いが、社会福祉法人の調査では、事業団の場合は指定管理ということで減価償却的要素が入っていない。市長も

21 年予算の総括のときに答弁したように、将来安定的運営ということで、施設の次への展開ということで減価償却的要素も踏まえながら、そういう要素も含んでいると考えている。国の単価に基づいて運営してもらっており、経営努力的にも人件費的にも若い職員が多いということで収支差額が出たということである。この数字は、将来の蓄え的要因もあるという考え方である。

谷本副主幹

障がい者の施設について述べさせていただく。運営管理代行負担金は、国の基準で定められた介護報酬の単価で計算されたものを支出しているということで、これを決まりきった単価による計算式で出した額がそのまま出されている。それに加えそれぞれの事業収入、運営努力ということで事業収入が上回っているということである。平成 20 年度もそれなりの差額が出ているが、22 年度について申し上げますと、21 年 4 月に単価の改正でアップして国で決まるのが遅かったので 21 年度予算には反映されていなかった。その分が反映されたということで逆に 22 年度分が上がっているということもあるし、通所者数もアップで見込んでいる。また、滝川更生園の事業収入は赤字だが、新生園の事業収入は営業努力によりアップになっていることで、これだけの差額になっている。

山崎課長

緑寿園については、1,258 万円ということで 4 号の部分ということでの指摘だと思うが、この施設についても、定められた措置費単価と利用者数に基づいて積算しているものである。1,258 万円が多いか少ないかということもあるが、施設規模からいっても残額は額的には多いが、ほかの施設と比較して決して突出して多いというふうには理解していない。報酬という単価に基づいて支払うということの中での実際の差額ということで理解いただきたい。新年度予算については、あくまでも利用者の実績に基づいて予測して積算しているということである。

本 間

ルールに基づいて仕組み上こうなるということは聞いたが、単純に見て 10%を超えたりする収支差額があつて、それに対して余り変わらない予算を組んでいると思うので、それは容認しているのか考えを伺う。

狩野部長

ルールに基づいて管理代行負担金を積み上げて計上しており、その中で収支差額が出てきていることも事実である。指定管理の特例の条例を提案させていただいたが、将来的にも新タッグ計画で位置づけているとおり、施設の譲渡が前提であり、その前提の中で、社会福祉事業団が永続的に安定的に経営をしていくということから考えると、赤字状態でないことを第 1 に考えていかなければならないし、私どもも施設譲渡に向けての一つのステップになっていると思っている。将来的な安定経営、施設譲渡をなし得るために、多少の剰余額がなければ今後建てかえ等も出てくるので、そういう部分での社会福祉事業団のストックという部分も考えながら、この管理代行負担金は特に問題となることではないと思っている。

本 間

譲渡を目途に行っている部分もあるとのことだったが、例えば緑寿園を建て直すとか、そういう可能性があるとのことで、例えば 3 保育所で平成 20 年度には 3,800 万円の収支差額が出ており、これは江部乙保育所 1 カ所運営できるくらいのものである。保育料との関係で、そこを調整しないできたという部分もあると思う。保育料などもいただきながらやってきた保育所から出たもので、緑寿園を建てることになるのかもしれない。そういうこともストーリーをしっかりと描いて行わないと話がおかしくなる。それぞれに施設譲渡を受けたら建てかえのリスク、改修しなければならないということもあると思うが、保育所なら保育所、老人ホームなら老人ホーム、授産施設なら授産施設というふうに加え

ていく必要があると思う。その辺の意味からしても、例えば現状ストックされている内部留保金なども含めた中でいうと適正なのか。絶対だめだと言っているのではなく、要するに考え方を整理したほうが良いと言っているので、そういう観点も含めて答弁いただきたい。

狩野部長

譲渡の前提ということでお話ししたが、早急に求められる改修の部分では、やはり特養、軽費を含めて老人ホームがある。私どもの計画では、平成 20 年度代のうちの建てかえを考えているが、それだけの費用でも金額的にはかなり大きくなる。少なくとも保育所についてもいずれ話が出てくるということを考えると、今のルール上の中で剰余が出てきている部分については、当然社会福祉事業団とのこれまでの交渉の中でもすべてやってもらう方向で話をしていることから考え、私どもとしても社会福祉事業団に対しての単年度ベースでの差額は出るが、そういうものを見据えて施設譲渡したいと考えており、その辺は社会福祉事業団も認識しており、その辺では市も事業団も同じ気持ちでいるので、そういう面では 20 年度の決算で出た数字も含めて、そういうものに対応していただければいいということがあるので理解いただきたい。

本 間

譲渡ありきの話になっている。基本的にあらゆる問題があつて譲渡に至らないということが現状ある。収支差額がどんどん出てくると、譲渡を決めるかどうかは直近の問題ではないかと思う。実際に譲渡ができないとするなら、残ったお金はどうなるのかといった大きな問題にもなると思う。施設譲渡を進めるに当たり、今後どのくらいのスパンで進めていきたいと思っているのか。また、問題点について伺う。

狩野部長

新タッグ計画での位置づけの期間は、平成 23 年度までとなっているので、23 年度に向けてとなると、この 22 年度の早い時期に社会福祉事業団と細部を詰めて、建てかえ等の社会福祉事業団のスケジュール等も踏まえながら提案できるような形にしたい。その前段として、厚生常任委員会では何度か質疑をいただくということもなる。特に問題という部分では、20 年度中にある程度進めてきた譲渡に向けた条件などが、若干おくらせてきたことで条件が多少変わってくる可能性がある。その辺について市と社会福祉事業団とのすり合わせを新年度に入ってから早々に行っていかなければならない。問題となる部分については、土地有償、建物無償という前提で交渉しているので、その辺の部分の譲渡条件を詰められればと思っている。ただ、これまで委員会等でも意見をいただいたので、社会福祉事業団サイドと議員との意見交換や懇談会も早めに設けさせていただいたり、施設を見ていただいたりといったことも市としてやっていかなければならないことだと思っている。いずれにしても 23 年度中に結論を出したいということで、それに向けて何とか早いうちに提案できるように努力したい。他に質疑はあるか。

委員 長
窪之内

① P75、地域介護福祉空間整備、介護基盤緊急整備、施設開設準備に関して、新しい介護施設整備に対する補助金ということだったが、新しい施設の場所とか種類、規模、定員等を含めて伺う。

② P77、訓練等給付費扶助について、終了支援給付の移行者増とのことだったが、予算が倍になっているので前年度と同じくらいの人に移行されると思うが、人数的な内訳と終了支援の中身について、どのような訓練が行われているのか伺う。

③ P79、敬老事業に要する経費の在宅ケア推進事業で、友愛訪問事業費の計上が平成 22 年度より介護特会に移行したとのことだが、ずっと一般会計で見えてい

たものを介護特会に移行した理由があると思うので、その理由について伺う。

④ 老人住宅廃止ということで、それに伴って修正案が出されて、そのための支援策が福祉除雪への補助など、修正案に基づく支援の金額はどこに計上されているのか伺う。

⑤ P81、敬老特別乗車証は、今まで何回か提案されてきていたが、見直しに向けた今年度の具体的なスケジュールを伺う。

⑥ P81、子ども手当に要する経費について、多分対象者には口座に振り込まれると思う。既に児童手当という形で口座振り込みをされている方々は、新たな手続をしなくていいのか。受け取り側がしなければならない手続を伺う。

⑦ 給食費、保育料の未納など子供にかかっている利用料等について、未納の家庭にも支給されるので、一般的に子ども手当の中から引くことがいいという法整備はされていないが、これは個別の対応でそういったことで未納を減らしていくことも可能ではないかと思うので、その辺の考え方について伺う。

⑧ 生保世帯に所属している子供にも子ども手当が支給されると思うが、それは保護費との全体の基準との関係で、今までに子ども手当だけがプラスされるということなのか。特別な所得という位置づけにはならないで、プラス子ども手当分ということになるのか伺う。

⑨ P83、地域子育て力強化事業で、この予算の中で新生児の新たな訪問 57 万 1,000 円が含まれているとのことだったが、ここに去年から実施されたファミリーサポート事業の予算も計上されていると思う。去年は途中からで 53 万 6,000 円だったが、今回は 98 万円で新生児も含めるとなると、予算規模が 1 年間になるのに少ないのではないかという気がするが、その辺について伺う。

⑩ P85、保育所の運営経費だが、既に申し込みはされていると思うが、4 月 1 日からの入所者の予測は出ていると思う。いろいろと緩和があって定員を既に上回ってもいいという部分もあるわけで、保育所別の定員数と入所予定数を伺う。

⑪ P87、放課後児童クラブは 1,426 万 4,000 円で 6 カ所になったが、登録者数がどの程度いて、その人たちの利用率をどのように考えているのか伺う。

⑫ 放課後子ども教室については、清水委員から資料要求があったが、道の補助が多分放課後児童クラブと放課後子ども教室へ 552 万 6,000 円あるが、混乱なく移行が可能になるようにしなければならないと思う。その辺の状況、スタッフ、学習アドバイスや活動プログラムをつくるコーディネーターなども配置するとなっているが、それらの人材については既に内定しているのか。また、どのように内定したのか伺う。

⑬ 生活保護に要する経費で、先日、道新の報道で 2007 年度の 35 市の保護申請率と保護率が出ていた。申請率は滝川は全道 35 市中最下位である。33.3%ということで、隣の砂川市は 80.6%、北斗市は 72.4%ということで、相談に来た方うちの申請数なので、砂川市は 8 割を超える方が申請するというすごい高さで、滝川はその半分にも満たない。申請抑制という考えがあって、申請しないでハローワークに行きなさいとか、申請をストップしている可能性を学者は指摘している。そうした実態はないのか。全道最下位になっていることについて、どういった認識を持っているのか伺う。

⑭ P83、ひとり親家庭の医療費に要する経費というのは、この場合、父子は除いてということで理解していいのか伺う。児童扶養手当に父子が拡大したわけで、ひとり親ということで対象になってくるのか伺う。

⑮ P89、国民年金事務だが、日本年金機構でいろいろなことをやるということになってから市がしなければならない業務は限られてきたと思う。日本年金機構との協力のもと、若年層の納入をふやしていく取り組み等を市としても行うことがあるのか伺う。

⑯ 先ほど指定管理者のことで、本間委員が聞いて、今譲渡に向けて平成 22 年度にいろいろなことを詰めていくという答弁がされたが、一たん社会福祉事業団から長期経営の見通しが 1 年くらい前に出された。これは新たな提出を求めているはずだと思うが、その新たな長期計画というのは出されていて滝川市としての評価はどのように考えているのか伺う。

⑰ 全体で 400 人を超える職員を抱えている社会福祉事業団として、本部の強化、組織運営をしていける人材を確保する体制をつくることなしに、安定的な経営は望めないと思うが、そういう人的な体制について、市は社会福祉事業団の体制にどのように評価を加え、これからの譲渡に向けて何らかの指導や指示をしているのか伺う。

国嶋副主幹

⑱ 子ども手当の生活保護世帯の扱いだが、現在のところ正式な国からの通知は来っていないが、児童手当と同じ扱いということで、児童手当の分は収入認定するが、同額を加算額として認定するので、プラスマイナスゼロになるという事前通知は来ている。

⑲ 道に確認したところ、道のほうで北海道新聞の取材を受けてあの数字を公表したことはないということで、どこからの数字なのかを調べたところ、どうも道に提出している調査ものの数字からの算出ではないかということだった。あの数字は平成 19 年度の数字だが、19 年度は滝川市に関しては実件数に対して 45.7%の申請率となっている。申請率ということに関しては、砂川市では相談が 70 件で申請が 50 件であるとか、ほかの年度についても聞いたが、申請率の数字自体の増減は他市でもかなりあると確認している。申請に対する扱いとしては、国のほうから適正化に関する通知も出ている。極端な例では、貯金が 1,000 万円ある方でも申請をするという意味を示された場合は申請を受けることになり、それを開始するか却下するかは別の問題ということである。ハローワーク等については、求職の仕方などについて相談時でも助言はする。ただ、それと申請を受ける受けないというのは別の話なので、相談の段階については国の通知に基づいて適正に処置していきたい。

谷本副主幹

⑳ 介護報酬は、P75 の介護給付費扶助と P77 の訓練等給付費扶助に分かれるが、新体系への移行ということである。障害者自立支援法になりこういう名称になって平成 23 年度末までに新体系に移行しなければならないことで、5 年の移行期間を与えることになっている。新体系に移行すると訓練等給付費がすべてそれだというわけではない。介護給付費にも新体系移行のサービスはあるが、新体系に移行する場合、訓練等給付費扶助に分けられている区分のサービスが多いので、必然的にふえてくる。具体的には、幾つかあるサービスのうち、就労継続支援 B 型サービスというのは、一般の企業等では就職するのが困難な方を施設等に置いて就労の場を提供して知識や能力の向上のために必要な訓練を行う区分のサービスで、これが 90%近くアップしている。新体系になると非常に増加が見込まれるサービス区部の一つである。新生園、更生園などは新体系に移行すると、就労継続支援 B 型に移行される方が多いと思っている。また、就労移行支援というサービスがあり、21 年度予算に比べると 3 倍以上ふえているが、今国の障害福祉施策の方針の大きな柱の一つに、就労支援というものが

あり、それも背景にある。就労支援は、一般企業等への就職を前提として、一定期間就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練を行うことで、先ほどの就労継続支援B型よりも一般企業の就職により近いサービスだが、一定期間ということで、その方を指定して何年ものというのではなく、2年なら2年というように年限はある。それが21年度に比べて大幅にふえているのが大きな要素となり、訓練等給付費が前年に比べて大幅にふえることになった。

佐々木課長

⑥ 児童手当の口座がそのまま継続することになる。

⑦ 法律的には児童手当と同じように受給権保護ということで、差し押さえ等はできないことになっている。

高田副主幹

① 502万2,000円の補助金については、認知症高齢者のグループホームにスプリンクラー設置を助成する補助だが、これは大町のグループホーム1カ所で定員18名のところである。次に介護基盤緊急整備特別対策事業費補助金の5,670万円については、昨年7月に第4期計画に基づいて公募をし、指定候補者となっているところが施設整備をする補助金である。場所は栄町3丁目でグループホームが定員9名と併設で小規模多機能型の居宅介護事業所を整備するための補助金である。1階に併設で施設整備し、2階以上は高齢者の専用賃貸住宅にすると聞いている。定額補助になっており、それぞれ2,835万円ずつである。施設開設準備経費の補助については、施設整備の5,670万円を説明させていただいたが、ここの施設開設準備経費ということでの840万円である。

菅原副主幹

⑮ ことしの1月1日から社会保険庁から日本年金機構に移行したが、市が行う事務については、何ら変更ない。若年者の納付の関係だが、年金については免除制度、学生であれば学生納付特例という制度がある。これらについては広報で周知しており、4月の広報で学生納付特例等の制度を掲載する予定である。

深村主査

③ 友愛訪問は、訪問員が直接利用者の方にお渡しするサービスだが、この事業についても、かねてから北海道に地域支援事業に該当にならないかお願いしていたところだった。その結果、22年度からは当該事業として該当になるという見解をいただいたので、22年度からは地域支援事業のほうへ移行したところである。

④ 2月5日、厚生常任委員会で修正案の内容について説明させていただいたが、福祉除雪制度の半額行政負担、本人は半額負担、東団地、東町団地の方については、東の湯を利用される際、単価差を補正する。それから、高齢者見守り協力員の導入による1日1回の定期訪問ということでお話しさせていただいた。除雪については、従前の事業である在宅ケア推進事業費に要する経費の福祉除雪委託料の中に事業費を見込んでいる。入浴料金の単価差補正の部分については、P80、81の生きがいと健康づくり推進費の中のその他諸費の中に計上している。

⑤ 敬老パスの見直しにかかわる今後のスケジュールを含めての部分については、タッグ計画にも平成21年度中に市民の皆様から意見をいただいて見直し方針について検討を進めると記載されているとおり、今年度に市民会議を立ち上げて事業の役割や効果、経費負担などを含めてあり方について検討してきた。これまで5回の会議を開催し、市民アンケート、老人クラブの方からの意見も伺ってきた。当初は、手法の検討について議論をということで進めてきたところだが、廃止を含め、制度のあるべき姿について言及をされる議員もいたため、まとめに時間を要してしまった経過があるが、今年度中に検討会議における結果をまとめ、早いうちに常任委員会にお示しし、その時期に合わせてスケジュー

- ール等について説明したいと考えている。
- 梅津主査 ⑭ P83、ひとり親家庭等に要する経費についてだが、こちらには父子家庭の数字も入っている。
- 山崎課長 ⑯⑰ 収支を中心に事業団といろいろと協議を続けてきた。その中で先ほど平成20年度という言葉が出たが、早くする予定がずれ込んだことで収支計画上でも大きなずれが出てきた。また、介護報酬の改定、あるいは処遇改善等で事業団の財務状況に大きな影響を及ぼすような国の政策に基づく変化が生じた中で、大きく見直すことで再度協議し直しということで進んでいる。組織強化という話もあったが、事務局としても自信を持った組織に譲渡したいということでは、事務局同士の協議が多かったが、最近は事業団の理事会に直接出席させていただいて、一般法人ということで市として指導ということではないが、ある程度ははっきりした言い方で強化という部分についても提案というかお願いさせていただいている。その結果、理事などのメンバーも変わってきており、対応の変化についても踏まえて早期に結論を出し、厚生常任委員会等で具体的な説明ができればと考えているので、理解いただきたい。
- 庄野主査 ⑱ 入所制限については、平成21年度までは年度当初、入所定員の115%までという制限があったが、22年度については撤廃されている。中央保育所については、定員数90名に現在61名の入所申し込みが来ている。二の坂保育所については、定員数90名に現在78名の申し込みが来ている。花月保育所については、定員数130名に現在104名の申し込みが来ている。一の坂保育所については、定員数90名で、105名が入所予定である。江部乙保育所については、定員数60名に現在41名の申し込みが来ている。
- 杉山主査 ⑲ 地域子育て力強化事業に要する経費のうち、ファミリーサポートセンターの予算だが、平成21年度予算の98万1,000円のうち、ファミリーサポートセンターに要する経費については約50万円で、22年度の予算との差額10万円については、備品等のイニシャルコストの減である。
- ⑳ 放課後児童クラブ、学童クラブの現在の登録者数は190数名である。22年度は200名強の利用申し込みがある。利用率については、小学4年生以上については今5人登録しており、部活等で毎日の利用ではないが、小学3年生以下については、ほぼ毎日利用していただいている。
- ㉑ 放課後子ども教室は、混乱なく移行するために現在児童館に2人の児童厚生員を配置しているが、22年度は今配置している児童厚生員をそのまま放課後子ども教室の担当として運営していきたいと考えている。実際に子供たちに学習を教える学習アドバイザーについては、22年度が始まってからだが、地域の皆さんに協力をいただきながら徐々にふやしていきたいと考えている。
- 窪之内 ㉒ P77、訓練費等給付費の中で、新生園、更生園の通所者の移行について触れていた。平成23年度までに移行しなければならないが、移行していないというのは何なのか。移行することで事業団の運営にどういった影響、経営的にプラスになるのかマイナスになるのかを伺う。
- ㉓ 子ども手当を差し押さえすることができないのは当然わかっているが、個別の対応になると思う。未納者への一定の働きかけを保育料を含めて、そこから約束を得るなどといった考えがないのか伺う。
- ㉔ 国民年金のことは免除制度を広報で通知するということだが、結局免除を受けられないが、将来の年金への不安から加入しないという若者がたくさんいる。そういう人たちにどう年金に加入してもらうのか。市は年金機構に任せて

いるということなのか、それとも市としても機構と一緒にそういうことをやる
ことがあるのか伺う。

④ 管理代行負担金の事業団との関係について、理事会などいろいろあると思
うが、理事の方すべてが日々の経営内容を把握してどうこうという状況ではな
いし、常勤で理事をしている方ばかりではないので、日常的に全体の経営を把
握しているポジションにいる方が、きちんと今後の見通しを立てられる体制に
あるのかどうなのか。勤められていた方1人が急死されたということもあるの
で、そういった意味でも人的な補強が必要と思う。そういう人的な体制強化は
行われてきているのか。実際に経営を見ていける部門の強化という観点で伺う。

⑤ 保育所についてだが、平成22年度からは115%は撤廃されたということな
ので、一の坂保育所の90名の定員に対して105名の申し込みというのは、許容
範囲として可能なのか。一の坂保育所以外は定員を割っているの、希望して
いる保育所を移動させるというのではなく、第1希望の入所が可能だったと受
けとめていいのか伺う。

菅原副主幹

③ 国民年金は基本的に強制加入である。日本年金機構の法定受託事務の中で
市が行っており、未加入の方がいるのかどうかはわからないが、基本的には強
制加入である。若年者の方の納付の関係についてだが、年金では30歳以下のこ
とを言うが、若年者納付猶予の制度がある。本来であれば世帯主の所得が審査
の対象になるが、若年者の納付猶予については30歳未満の方の所得で審査して
いる。例えばその方が基準以下であれば免除には該当しないが、若年者納付猶
予という制度に該当することになる。

谷本副主幹

① 就労継続支援B型というのは、単価が訓練等給付費の中でも安いサービス
である。粗い試算だが、就労継続支援B型に移行すると、現在の旧体系でいた
だいている介護報酬費が、更生園で1割くらい、新生園では3割から4割くら
いは単純に落ちる。施設ではどうするかというと、就労継続支援B型以外にも
違う区分のサービスを加えた多機能型サービスを目指すところもあるが、更生
園、新生園の場合、更生園はクリーニングという授産事業をしており、新生園
はアイガモや花卉栽培をしている。より重度というか介護、手当てを要するよ
うな方が受けるサービスということであれば単価も高くなってくるが、そうい
うのと組み合わせるのは、今のところ難しいのかなと考えているところである。
そういうところで模索をしている状況で、移行は最終年度の23年度になるかも
しれないということである。外観的には、今まで名称が身体障害者授産施設更
生園、知的障害者更生施設（通所）新生園といていたのが、就労継続支援B
型施設更生園、就労継続支援B型施設新生園というふうに、3障害一元化とい
う障害福祉の施策の流れがあり、施設の名称を聞いただけでは知的か身障か精
神の施設かわからないということだが、そのように名称が変わる。これは単に
看板の掛けかえだけの外観的な話である。

佐々木課長

② 子ども手当の滞納者等への対応についてだが、保育料の関係は子育て応援
課のほうで滞納処分をしている。先ほど受給権の保護ということで法律もそう
なっており、そのものをもらうわけにはいかないが、なかなか払っていただけ
ない保護者に対しては時期も踏まえながら、みんなで手分けをしてポイントご
とに電話したり、回ったり、保育所に対応したりしている。そういうことも踏
まえながら今後対応していきたいと思う。特に悪質な保育料滞納者には、預金
調査などもしていきたいと考えている。

庄野主査

⑤ 保育所の定員数の関係で一の坂保育所の定員数に対して入所予定数が

116%ということだが、年齢別に保育室があり、2歳児と四、五歳児の保育室はいっぱいで、0歳児、1歳児、3歳児については余裕があるので入れる状況である。他の保育所の定員割れについてだが、平成22年度に入ってから入所申し込みが来て、最終的には全定員数の460名ないし470名くらいの入所者数になると思う。

山崎課長

④ 先ほど理事会の話をさせていただいたが、理事会で全部の組織が変わるという認識ではない。組織の能力というか判断では、それぞれ理事会は理事会の機能、事務局は事務局の機能ということが求められると思うので、事務局に対して事務局の能力が云々ということにはならない中で、組織全体を管理する理事会に十分お願いさせていただいているということである。理事会にお願いしているのは理事会がどうこうということではなく、事務的なものについてもお願いしているというふうに理解いただきたい。また、実態として人数的にどうなのかという部分では、兼務職員が専属になったなどといった部分で徐々に改善が図られているとは理解している。その辺についても、能力というか組織力についてどうなのかというのは、最終的な判断の中では一つの判断要素とは思いますが、現段階ではそういう状況である。

窪之内

保育所の入所は平成21年度までは115%までよかったが、22年度からはだめになったという説明を1回目の説明で受けたので、一の坂保育所の定員が90名なのに、総体として定員を超えているのは、その定めがなくなったのに入所できるということなのか。本当に面積的な要件さえ整えば定員を超えてもいいというのは全くだめになったのか伺う。

庄野主査

115%の制限がなくなったということなので、無制限といっちは何だが、保育室の面積の児童数以内であれば、入所定員数は超えても構わないということである。

委員長

他に質疑はあるか。

荒木

① P85、保育所の運営経費の軽減を検討するということだったが、若干微増なので検討を平成22年度にするという方針なのか確認したい。

② 事業団の各施設の黒字に絡んで、例えば花月、一の坂、江部乙の3保育所の事業団としての正職員というか、全保育士の人数に対する正規の比率、人数を伺う。

佐々木課長

① 超過負担の関係については、さきの議会でも市長が答弁したが、今後の状況を見定めながらということだった。今後は、超過負担の大きな要素の中で国の地方交付税の動向に左右されるので、予算的には多めに見ており、運営費も若干多めに見ている中で超過負担の資料を提示したが、今後はそういうような動向も確実な数字をつかまえながら運営費の中身がどうなるかも踏まえながら、超過負担の関係で調査していきたい。

② 事業団の3つの施設の正職員の人数ということについては、人数に出入りが多く、正職員がいて嘱託職員がいて、臨時職員、日々の隙間を埋めるフリーパートがいて変わるので正確な数字ではないが、30数名の職員がおり、その中での正職員は5名と聞いている。一の坂保育所も30数名のうち正職員が4名と聞いている。江部乙保育所は4名中3名と聞いている。

荒木

①先ほど管理代行負担金の関係で、運営努力が差額を生んでいるという話があったが、一般的に見て出入りがあったり、臨時職員がいたりといった部分はわかるが、正職員の比率が低過ぎるのではないかという疑問がある。そういうことも含めて市が余剰金などが出ている先に労働条件などについて指導や助言と

いったことはできないのか。一般的に言って、例えば生活ができないレベルであれば別な土地にいい方が移動されてしまうということもあると思うので、そういうことができないのか伺う。

② 社会福祉事業団の施設で業種はいろいろあると思うが、新生園などは何名中何名が正規職員なのか伺う。

谷本副主幹
佐々木課長

② 新生園は5名中3名が正規職員で、あとは嘱託と臨時である。

① 保育所の運営については、あくまでも子供何人に対して3人とか5人とか20人とかといった国の基準をクリアするようにしており、運営面についての連携は取り合っている。正職員についてもこういう人数だが、さらにそれを上回るような事業団施設の場合は嘱託というような形で常勤、臨時の職員代行よりも責任の重い立場の職員も置いている。少しでも質を高めるようにやっている。保育の質については落とさないように連携を取り合っている。

委員長
水口

他に質疑はあるか。

① 子ども手当について、10カ月で延べ4万680人ということで単純に割ると月に4,000人ちょっととなる。これは0歳児から15歳児の延べの数字なのか。例えば該当しない人を外して見ている数字なのか根拠を伺いたい。

② P86、87、児童館の関係で今まで児童館は全部で11館だったが、児童館の運営管理に要する経費が、児童館2カ所と児童センター6カ所で8カ所、そして放課後子ども教室が4カ所で全部で12カ所となる。どういうことでこうした数字になるのか伺う。

③ ことしから放課後子ども教室が新たに始まることで、トータルの経費が児童館と放課後児童クラブと放課後子ども教室の全部を足しても前年より多少の増ということで、新年度は厚生員の数で見るとこの3つでどういうふうになるのか伺う。

④ 放課後児童クラブは、年々需要が少しずつふえているようだが、放課後児童クラブに携わる厚生員もそこに専属で入っており、かなり手がかかっている。そういう中で人員配置も含めて新年度の体制を十分な体制と見ているのか伺う。

佐々木課長

① 子ども手当の関係の人数だが、今回は中学3年生までが対象ということで、4,068人を見ている。それに市役所や自衛隊などの公務員は、それぞれの所管環境で支給となっており、公務員の人数が1,300人くらいいることで、合計対象は5,400人弱ととらえている。

杉山主査

② 予算書に掲載している児童館の運営管理に要する経費の児童館2カ所、児童センター6カ所だが、放課後子ども教室を4カ所でやるということで、中央児童センターについては、条例規則上廃止にならない予定なので、児童センター6カ所のうち、中央児童センターが1カ所入っているということである。

③ 児童館関係、学童と子ども教室のトータルの経費が微増となっているが、児童厚生員の職員配置については、平成21年度とは変わっていない。微増の原因としては、児童厚生員の単価が695円から710円に上がったことが主な要因である。

④ 学童クラブの厚生員の体制については、確かにほぼ毎日詰めて仕事をしていただいている。今のところ、各館に専属の厚生員1名と臨時職員複数名を置いており、それで足りない部分はフリーパート、代替えの職員で何とか回している状態である。職員体制については、22年度も21年度と同様の体制で運営していきたいと考えている。

委員長

他に質疑はあるか。

- ① P75、社会福祉協議会補助金の財源の内訳及び支出について伺う。補助金なので一括出るのか、それとも算定するに当たって幾つか考慮して総額が決まると思うので内訳について伺う。
- ② 地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金で小さい施設にはスプリンクラーをつけないというのが、これまでの本会議等での答弁だが、市内でスプリンクラーがない入所施設が現在あるのか、あれば何施設なのか伺う。
- ③ P77、精神障害者共同作業所では、バス代の半額補助ということで新十津川、赤平は全額なのに対して月にすると3,000円くらい違う。いろいろな機会にこのことについては要望していると思うが、これをふやす検討がどのように行われてきたのか伺う。また、1カ月働いても工賃が1万円くらいにしかないということである。こういう方も生活保護を受けているときは、8,000円で収入認定されてしまうことで、交通費がきちんと控除されて生活保護費が支給されているのか伺う。
- ④ P79、福祉除雪あるいは緊急電話は、所得に関係ないということで広く使われるようになったが、意外と利用者がふえていないと聞いている。その辺の状況について伺う。
- ⑤ P79、生きがいと健康づくり推進費等で老人福祉住宅の問題がここで予算化されているということである。4月1日から入浴が自己責任になるが、どうしても入浴がうまくできないという方に対する対策について伺う。
- ⑥ 転居について、これまで例えば江陵団地、一の坂の老人福祉住宅、あるいはその前だと4丁目、5丁目団地等から、建てかえされた団地に入居される方々が、優先入居先としてこの住宅を選ばれた。ところがおふろがなくなるというのでは話が違うということが起きている。その場合、ほかの団地に優先入居することについて、どのように考えているのか伺う。
- ⑦ 見晴団地の老人特定目的住宅管理事業の中でも、同じように見守り、緊急対応しているが、今回福祉住宅が廃止されるとき最大の理由に不公平だということが挙げられた。この見晴団地については、不公平でないという見解なのか伺う。
- ⑧ ことし、来年で全市を対象にした見守り制度を地域の応援を受けながらつくっていくと言われているが、どう見てもボランティア主体にしか見えない。これについて、どの程度の予算をつけて計画を立てていこうとしているのか伺う。また、今回2年の経過措置だが、2年後にはきちんと新しい制度に、1日1回の見守りということで引き継がれるのか伺う。全市の地域見守りについては目標があると思う。1カ月に1回の見守りを目指しているのと1日1回の見守りを目指しているのでは天と地の違いがある。どういった目標をこの全市政策で掲げていこうとしているのか伺う。
- ⑨ P85、保育所についてだが、市の直営施設の正職員の人数を伺う。正職員の比率についてもあわせて伺う。
- ⑩ 超過負担の計算について、予算書の職員の下の方に4億8,834万円とあるが、これと資料要求で出された当初予算を全部足すと4億5,308万8,000円で、超過負担は3,525万2,000円なのかと思う。超過負担は1,332万2,000円ということで私の計算のほうが多いが、その差の要因について伺う。
- ⑪ P87、放課後子ども教室にかかわって、開館日、開館時間の現状との比較を伺う。
- ⑫ P87、生活保護行政について、先ほどの窪之内委員への答弁では、いろいろ

言いつつも滝川市の行政は特に問題ない、平均的だというような答弁だったと思う。事例を挙げて話をするが、相談すると大体2時間くらいになる。最後に社会福祉協議会に行って生活福祉資金の相談をしてきてくださいということで終わる。非常にうまい終わり方だと相談された方は言っていた。生活福祉資金は相談してから1カ月もかかり、保証人も必要で大変厳しいものである。2時間も相談したのだから、申請書を出すのが普通だと思うが、そうでないというのが滝川市の実態だと思うので伺う。

⑬ 生活保護受給者がふえていることで、ケースワーカー1人当たりの持ちケース数が道内の比較でどうなのか伺う。

⑭ 生活保護通院タクシー代の事件で、今民事裁判、住民訴訟が継続されているが、この裁判の見通しの中で、つい最近のいじめ自殺事件で裁判費用130数万円というのを見て驚いた。この関係はもっと期間も長く、もっと費用もかかると思うが見込みを伺う。

⑮ 指定管理問題だが、社会福祉事業団の中で非常に高い給料で働いている嘱託職員の方がいるといううわさがある。このうわさを確かめるために私は情報開示を求めた。道が所轄なので、空知支庁に聞くと本部に聞くように言われた。道の担当者に聞いたところ、「社会福祉法人は、情報開示条例をつくるように努めなければならないとされているので、どんな給与体系になっているのかまず情報開示で取ってください、その上で何か違うことがあれば監督に入りたい」ということだったが、情報開示条例がないということだった。これだけの巨額の指定管理代行をしている事業団が社会福祉法で努力義務とされている情報開示条例もない。これについて、市としても策定すべきだという働きかけをすべきと思うが考えを伺う。

⑯ 委託費、補助金、指定管理の事業で働いている非正規の職員の皆さんがやめるときに、ある施設では交代要員が少ないので有休が20日あるのはわかっているが、最後まで働いてほしいと言われて20日間働きづくめで一日も有休を使わずにやめたということである。有休を取らせずにやめさせるということが、委託先、補助先、指定管理先で起きていることについて、指導する考えがないのか伺う。

⑰ 事業仕分けの影響で、先ほど一般会計の対象となって補助率が下がったということと言われたが、補助率及び金額について伺う。

委員長

質問が多岐にわたるため、答弁は午後からとする。休憩する。

休 憩 11:51

再 開 12:59

委員長
橘部次長

休憩前に引き続き会議を再開する。答弁願う。

① 社会福祉協議会の補助金の関係だが、今年度は1,853万1,000円を予算計上している。その内訳は、社会福祉協議会の運営費の扶助、これは人件費相当分である。それに事務費、事業費、ふれあい電話や金婚祝賀会、心配ごと・市民相談等がここに該当する。これらの運営費、事務費、事業費を含めた補助である。補助金は4月と7月の年2回である。

⑭ 訴訟費用については、住民訴訟にかかる損害賠償請求事件だが、まず弁護士に対する訴訟費用としては事件を委任するときに初めに払う着手金がある。また、裁判が係争中であるので弁護士の実費、日当がある。それと事件が終了した時点で払う成功報酬の3点セットである。着手金と報酬の算出については一定の基準があり、あくまでも経済的な利益を基本として諸事情を考慮して算

出するものである。今回の住民訴訟にかかる損害賠償請求事件は、2億 3,886 万円であり、その金額をベースにするとかなり高額になってしまうため、既に払っている着手金については経済的な利益を訴額算出不能扱いということで計算して上限を 800 万円と見ている。なお、報酬については、今のところ金額を出していないが、あくまでも敗訴、和解的な場合は報酬等は発生せず、勝訴、または和解において勝訴的な場合は報酬等が発生することになる。ただ、この裁判も非常に長期化しており、今後の裁判の動向を見た上で報酬については顧問弁護士とも協議していきたい。

谷本副主幹
高田副主幹

③ 通所交通費についてだが、現在のところ、全額を助成する考えはない。

② 平成21年4月1日からは275平方メートル以上の施設にスプリンクラーの設置が義務化され、現在滝川市内のグループホームは全部で5カ所あり、4カ所は整備済みだが残りの1カ所について22年度に予算措置している。

深村主査

④ 福祉除雪、緊急通報システムの利用状況だが、福祉除雪については平成20年に制度を改正し、料金についても介護保険料段階、収入に応じての利用料負担ということに改正し、あわせて距離要件を従来の2キロメートル以内から300メートル以内に緩和した。その結果、20年、21年の利用状況ではおおむね350件程度で推移している。ただ、今年度の場合は雪が非常に多かったことから、当初利用を申請されなかった方も利用を始めたか、一気に雪が降った日が何日かあったので、利用者の方から早く来てほしいという要望をいただいたが、なかなかそれにこたえることができない状況もあったことで、途中でやめられた方も何名かはいらっしまった。緊急通報システムについても同じく20年度に制度を一部改正した。従前は市が機器を購入して利用者の方に貸与するという方式を取っていたが、なかなか新規の購入もままならないという状況の中から、NTTのレンタル方式に移行したという経過がある。現在の利用者は137件、対前年比23件の増ということで、緊急通報システムは、在宅でいながら消防署へ直接つながるといったシステムなので、高齢者の方の安心確保に機能しているのではないかと考えている。

⑤ 修正案を常任委員会に提示し、3団地の戸別訪問を現在も並行して行っている。その中で入浴機会の確保として、最寄りの公衆浴場をはじめ本人の意向も十分に聞き取りながら、ある程度状況はつかんでいるつもりである。デイサービス等の利用と並行してもどうしても通えないという方については、今後も実態把握に努め、包括支援センターとも連携を取りながら相談対応に応じていきたいと考えている。

⑥ 優先入居については、申しわけないがまだ確認していない。

⑦ 見晴団地との整合性だが、老人福祉住宅は家事援助の目的、見晴団地は安否確認をその目的としており、事業の位置づけは異なっている。実態問題として、老人福祉住宅においては入浴の準備作業やコミュニティ室の清掃管理、朝夕のコール、除雪といった部分が主な内容となっていたことから、今回見直すことになった。ただし、安否確認を含めた見守り機能は重要だという認識のもとに高齢者見守り協力員を配置して、3団地については一日一回の定期訪問に当たっていくことと並行して、全市的な見守りの構築に向けて取り組みを進めていく考えである。

⑧ 決してボランティアが主体ということでの観点ではない。支援を必要とする高齢者に対して迅速かつ効果的にその支援に当たっていくためには、行政だけの対応はなかなか難しい。したがって、近くにいらっしゃる地域の方に発

揮していただく役割というものも非常に大きいのではないかと考える。そうしたことも踏まえて平成22年度においては、幅広く要介護者から一般の高齢者までの広く高齢者の方を対象とした在宅生活における課題等を的確に見きわめるために実態調査を行う予定になっている。こうした実態調査から高齢者の方が抱えている問題、課題点を見きわめてそれをどういうふうに行政としてつなげていくのか、そこでは地域の方に対するお願いという部分も出てくると思う。その中では、人であったり、物であったり、情報であったり、金であったりという部分もあると思うが、そうした部分の実態を把握して、この2年間で構築に向けて取り組んでいきたいと考えている。

佐々木課長

⑩ 保育所費の超過負担の関係で、職員費等を入れたら3,000万円くらいになるのではということで、当初予算見込みで要するに運営費と職員費を含めて、今の段階では人事異動を行っていないが、1,300万円くらいに持っていきたいという見込みである。

⑨ 保育所の正職員の人数についてだが、先ほど荒木委員からの質疑で花月保育所は35名程度ということで、一番定員が多くて130人くらいいて、延長保育、一時保育も実施していることで35名いる。一の坂保育所はもう少し少なくして30名前後ということを確認した。江部乙保育所についても5名中3名が正職員と答弁したが2名だったので訂正させていただく。公立のほうだが、中央、東栄、二の坂ということで定員は90名である。中央、二の坂ともフリーパート、職員とか職員代替、嘱託はないが、そういうものも入れて両方とも20名くらいである。一の坂と同じ90名でこんなに違うのかということだが、一の坂は人数も常にいっぱいになっていて、さらに延長保育を6時から7時までやっていたり、さらに一時保育ということで保育要件のない方も見ていることで職員が多くなっている。中央保育所は約20名のうち7名が正職員である。東栄保育所は中央保育所の分園だが、5名のうち2名、二の坂保育所は約20名のうち7名が正職員である。

杉山主査

⑪ 放課後子ども教室の開設日等についてだが、現行児童館と同じ月曜日から土曜日まで、日曜日、祝日、年末年始休み。時間については、放課後から午後5時までで、土曜日は午前9時から午後5時までと考えている。

⑰ 事業仕分けの影響額だが、従前3分の2の補助だった一時保育、地域子育て支援拠点事業、児童ふれあい交流事業が交付金化に伴って2分の1の補助率になる予定である。その影響額については、概算で700万円ほどのマイナス収入になる予定である。

国嶋副主幹

③ 精神障害者の方の共同作業所への収入認定の関係だが、この方が生活保護を受給されていた場合、収入の申告として8,000円以上の収入については収入認定となる。ただし、その中で交通費、必要経費等での内訳があればその分については控除することになる。また、精神障害者の方の作業所通所、アルコール依存の方の断酒会への参加といった場合は、現在でも複数あるが、生活扶助の移送費としての控除ではなく、実費を交通費として支給している。

⑫ 相談体制の中で2時間以上かかるということだが、相談の中では中身、本人の理解力を含めて同じ話を何回もしなければならぬ場合もあり、生活保護制度の説明だけでなく、社会福祉協議会もしくはハローワーク、そういった訓練資金、生活福祉資金の貸し付けなどの制度概要も説明している。その中で本人が生活保護の申請という手段を選ぶのか、もしくは一時つなぎ資金として社会福祉協議会の貸し付けを受けられるのかは本人の判断となる。私どもとして

は相談の中でその方の困窮度を見きわめた上で、今後も生活保護について適正な相談体制に努めていきたい。

⑬ ケースワーカーの世帯担当数だが、滝川市には2月末現在で531世帯の生活保護の方がいらっしゃる。平成20年度よりケースワーカー数を増加して今の7名体制でやっているの、平均すると約76世帯となる。この状況は、市の標準世帯数は80世帯をめどとしているので、標準をクリアしていることになる。道内を含めた位置づけとして、滝川市は基準数を守れている恵まれた状況にあると思っている。近隣でも1人当たり100件以上という都市もあるので、現在は恵まれている状態にあると考えている。

狩野部長

⑮⑯ これについては、直接今回の予算関連ではないのではないかというふうに考えている。いずれにしても社会福祉事業団の判断のもとに行われていることに対して、市としてどうこう申し上げる立場にはないと思っている。今後協議をしていく中で、運営上の案件にはなるのではないかと考えている。

深村主査

⑥ 老人福祉住宅廃止に伴って他の団地への優先入居という部分だが、東町団地であれば平成24年から建てかえの予定が入っているの、したがって東町団地に入居の方は優先的に建てかえ後の住宅に入居が可能ということになるが、他の団地の入居の方が市内の別の団地に入居するなどという部分での優先入居は現時点では考えていない。

清 水

① 社会福祉協議会の財源について伺っていたので答弁願う。

② 老人福祉住宅については、優先入居を考えていないという答弁だったが、先ほど言ったように新築に入れる方が、土をいじれる、あるいはそんなにお金を出せないからということで選んでここに来ている。ところが、おふろは自己責任、普通のふろなし住宅と何も変わらなくなってしまったわけで、そんなことであればわざわざこの団地を目指しては来ていなかったはずである。全く優先入居の対象にならないというのはいかがか。そもそも検討経過について伺う。

③ 市内全域の見守りについては、来年度は調査ということはわかったが、目標を持たなければ調査できないと思う。どの程度の見守りを全市的な見守りということで考えているのか伺う。毎日なのか月1回なのか、全くそういうことは白紙なのかについて伺う。

④ 情報開示については、社会福祉事業団の判断のもとなのと言うが、非公募で指定管理をしている相手である。やれる限りの民主的な、あるいは備えるべきことをやってないならきちんとやってもらうという立場に立たないと、競争で指定管理させているわけではないので、社会福祉事業団の判断のもとでというのは不適切だと思う。努力義務についても理事会、評議会の構成員にしか発言権がないわけなので、こういう情報開示で施設をよくしたいという方々もたくさんいるのだから、こういうことに対して市長は積極的に動いていく姿勢が必要だと思うので伺う。

⑤ 保育所に関しては、30分の5に対して20分の7ということで、明らかに有意差が出てきている。このままでいったら社会福祉事業団の正職員は、限りなく少なくなっていくが、そもそも社会福祉事業団の雇用条件は、滝川市に準ずるというものから出発しているのであって、それを変えないということで指定管理になっていったわけである。そういうことから考えると、市から一言必要だと思うが考えを伺う。

⑥ 答弁で有休等に関する答弁がなかったが、それも社会福祉事業団の判断なので介入しないが、今後協議をしていくので一つの運営上の案件だという程度

のものとしてとらえるのはおかしいのではないか。公契約条例というのが日本の流れになってきている。税金で事業をする場合、そこで働く人は、当然のように賃金も一定額にしない、労働条件も当たり前の話で、こんなことが横行しているようなところに発注すること自体が問題だという時代になってきているので、受注先の勝手だ、今後の協議での案件だというやる意思が感じられない答弁だったので、再度答弁を求めたい。

橘部次長
佐々木課長

① 社会福祉協議会補助金の財源は一般財源である。

⑤ 社会福祉事業団運営保育所の関係で、35 名中 5 名、市のほうが 20 名中 7 名ということで、市は特に嘱託は置いていないが、社会福祉事業団は臨時の方よりも多い責任ということで嘱託制度を設けて花月保育所 8 名、一の坂保育所 8 名ということでかなり補完している。こうした中でも、基本は児童福祉法の最低基準職員をあてがうのが基本である。その中で子供たちにいい教育というか教育の質を下げないということで、今後とも社会福祉事業団といろいろな形で話し合うケースがあるので続けて協議していきたい。

深村主査

② 優先入居の関係だが、老人福祉住宅廃止に伴い戸別訪問、あるいは全体説明を行う中では、あくまでもサービスの提供は廃止するが、この住宅に入居する上では何ら制限はないこととお話ししてきた。出ていかなければならないのかという誤解をされた向きの入居者の方もいらっしゃったが、その後継続して戸別訪問を進める中で、お望みであればこの住宅に住み続けることができますよということで話をしてきたことから、他の団地への優先入居という部分については、入居者の方からも話は出なかったし、我々からも投げ掛けたことはない、そういった面での検討を内部でしてきたことはなかった。

③ 入居者の方に対してこういった制度を導入してサービスを適応していきたいということでお話しし、意向を確認してきた。その中では 1 日 1 回の定期訪問でも来てほしいという方もいらっしゃれば、むしろ時間を決められて 1 日 1 回来られることにわずらわしさを覚える向きの発言をされた方もいらっしゃる。したがって、一律な見解は見出しづらい部分もあることを認識したところであり、一方で軽度な生活支援ならお願いしたいというお話しがあったのも事実である。したがって、今後 2 年間、調査事業も含めた見守り支援の検討を進めていく中においては、そういった高齢者の方の思い、意向も踏まえた中でこういったものが課題になっているのか、あるいはそれに対して地域としてどういう取り組みの協力を得られるのかをつなげるべく考えているので、現時点で 1 日 1 回、1 月 1 回といった定期的な見守りを行うということでは発言できない。

狩野部長

② 他の団地へという部分では、まだきちんとした検討ということではない。これからできる栄団地も老人住宅である。家賃の問題もあるので今すぐどうこうというわけではないが、建築住宅課のほうとその辺については調整していくことで考えている。

④⑥ 社会福祉事業団の関係で清水委員から初めて今質疑をいただいた中で、私がすぐ答弁するのはいかがという判断もあることは理解いただきたい。そういう中で、今後の協議の中でも案件として向こうと情報交換をして連携を取っていききたいと考えている。

清 水

見晴団地については、24 時間体制で見守るわけなので、このことについて不公平ではないと明快に答弁できるわけがない。市が言っている 3 つの老人福祉住宅だけが不公平だったという言いわけは破たんしている。今後この地域見守りという制度を発展させていく上で、老人福祉住宅のあの 3 団地は不公平だった

山崎課長	からやめたと説明するのであれば、見晴団地との整合性をわかって説明するならともかく、自信がないなら今後は老人福祉住宅を廃止した理由に不公平という文言は言うべきではないと思うが考えを伺う。 一切口にするなということだが、今回の老人福祉住宅の廃止については、不公平感、不公正感というのが要因の一つだと思っている。見晴団地については、見守りというか、そういう機能を重視した施設であって、不公平感、不公正感の是正ということの中には、今回全市的に広げて方向性が同じものについて不公平な部分についてどう考えるかという部分よりも、全体の中でどういうふうにしていくかを市として判断したわけである。見守りという制度を今後考えていく中で、未来永劫見晴団地が今のままということを論じているのではなく、今見守りという機能を持った施設として見晴団地は継続していきたいということで、ほかの部分について広い意味で全市的に見守りというものがどういう形、どういうものが求められ、市の役割としては何なのかという調査結果を踏まえて、その中でいろいろな団地についてどうしていくかも明確にしていきたいということなので、見晴団地をもって福祉住宅の廃止の理由の不公平性を断じて口にするなという意見には従いかねると考えている。
清 水	特別職に伺う。今の答弁では、見晴団地の老人特定目的住宅における見守りに関しては不公平な制度ではないと言われた。それであれば、老人福祉住宅の今回2年間の経過措置とされた見守りについて、少なくとも見晴団地と同等に残すことが、市政として整合性の取れた施策のあり方だと思うが考えを伺う。
副 市 長	同等としての整合性を持つ意見として承っておく。新年度、問題、課題の整備の中で、新たなシステムの構築と既存システムの改版を図ることも含めて検討するので、そうした中で意見として承る。
委 員 長 副委員長	他に質疑はあるか。 P85、今後の保育所の環境状況を整えていく考えを伺う。施設としての環境を考えているが、今回はこういうふうに改善したいという部分があれば示していただきたい。
佐々木課長	中央保育所については、先日の議会で工事することになったが、具体的には入っていない。今保育計画という任意計画で保育の目標を立てる中で、今後子供たちが減っていくので、保育所入所の状況などから、事務局、保育所長、保育士も含めてどうあるべきか、いかにいい環境をつくっていくかということで計画の中でも検討していくということだが、ことしの予算の中には具体的には盛り込まれていない。
副委員長	壁の塗料で漆喰というのがあると聞いた。シックハウス症候群や科学性物質による影響などが言われるものに対して非常に環境にやさしく、子供たちにも非常にいいとのことなので、こういうことも検討していただいて環境の保全に取り組んでいただきたい。
佐々木課長 委 員 長	そういう環境面についても検討して対応していきたい。 他に質疑はあるか。（なし）質疑の留保はなしと確認してよいか。（よし） 以上で民生費及び関連議案第17号、第23号、第24号、第25号、第33号、第34号、第35号、第39号、第41号、第42号の質疑を終結する。所管入れかえのため若干休憩する。
委 員 長	休 憩 13：39 再 開 13：44 休憩前に引き続き会議を再開する。

委員 長
狩野部長
委員 長
西村部長
委員 長
窪之内

衛生費

衛生費の説明を求める。保健福祉部長。

(衛生費の保健福祉部所管の部分について説明する。)

市民生活部長。

(衛生費の市民生活部所管の部分について説明する。)

説明が終わった。質疑はあるか。

① P93、女性特有のがん検診事業推進についてだが、対象人数とどのくらいの検診率の目標を持ってどういった取り組みを行っていくのか伺う。

② P97、ごみ収集等委託料の関係で、古紙回収が7月から始まるわけで、本会議では市長は古紙にダンボール等も含むと言われていた。今まで資源ごみは資源袋という形で10円の袋に入れていたが、古紙の場合は、どういった回収方法になるのか。住民負担の金額についての考えを伺う。広報等で周知を行うということだが、町内会に入っていない方たちのところに広報が届いていないところもある。そうすると市の情報が入らないことになるので、そうした周知の漏れがないような対策についてどのように考えているのか伺う。

織田主幹

① 女性特有のがん検診事業については、昨年度途中から始まった。滝川市においては無料クーポン券を配るということで開始されたが、女性特有のがんということで、子宮がん検診と乳がん検診の無料クーポン券を配付している。子宮がん検診については、年齢的には20歳、25歳、30歳、35歳、40歳の対象者に、乳がんは40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の5歳刻みで配付させていただいた。受診割合だが、ことし2月末現在で子宮がんに関しては20歳で9%、25歳で14.1%、30歳で27.3%、35歳で18.3%、40歳で27.3%ということで、無料クーポンを配ったのは1,209名だが、2月末現在で239名の受診者で19.8%の受診割合は全道的には10%前後と言われているので、少し高い位置にいる。乳がんについては40歳以上の5歳刻みになるが、40歳以上の方は関心も高いので、40歳で37.7%、45歳で32.2%、50歳で21.3%、55歳で23.3%、60歳で30.6%の受診割合ということで、全体的には1,615名に配り464名の受診者で、28.7%と約30%近い受診率を確保している。3月に入ってクーポン券をお持ちの方から、受けたいといった問い合わせもあるので、乳がんは30%くらいまでいくと思っている。子宮がんに関しても20%くらいまでいく予定をしている。今後に関しては、21年度は全額国が補助として見るということだったが、22年度については半額補助ということで出している。滝川市としては、今年度も同じ年齢層に普及啓発を行うことで、同じ年齢層に配る予定をしている。普及するために5年先のことも考えており、無料かどうかという検討はするが、対象者には継続していきたいと考えている。

立野主幹

② 古紙類は新聞・チラシ、雑誌、段ボール、牛乳パック・紙パックをそれぞれ一つの区分として回収していきたいと思っている。今まではダンボールについては粗大ごみということで扱ってきたが、そのほかの新聞・チラシ、雑誌、紙パック等については、店等や町内会で集めていると思う。ただし、町内会等で資源回収をしているところは、46.5%くらいしかない。そのほかについては燃えるごみの中に入っているという考えから、今回このような古紙類についても回収したいということから実施することになった。住民負担の関係については、実施するに当たっては、束ねて出させていただくことで無料の体制を取っていきたい。いつ集めるかについては、資源ごみの収集日に一緒に集めたいと考えている。広報の仕方については、6月号に1度掲載させていただき、次の月

に町内会の回覧等でチラシを配布したい。そのほかにFMG'skyなども利用して周知を図っていききたい。

窪之内 女性特有のがん検診は、ぜひ全員が一定の助成で続けられるような検討をお願いしたい。

広報も町内会の回覧板も回ってこないという家庭が今相当数ある。私の町内でもいろいろな事情で町内会に入っていらない方がいるので、くらし支援課は町内会に入っていない人にも配ってくださいと言うかもしれないが、強制ではないので配らないこともある。私が町内会長をしていたときは配っていたが、それ以降の町内会長からは配っていない。広報が全部渡っているか確認しているのか伺う。また、その辺についてどのように理解しているのか伺う。

委員長 町内会に入っていないくても町内会には広報の配付委託料が払われているのではないのか。

深瀬課長 広報配付については、町内会未加入者の方にも配付いただきたいというお願いを市からしている。ただ、強制ではないので、配付されていない方については、希望があれば市のほうで手渡したりしているが、なるべく配付をお願いしたいということで考えており、広報が行き渡らない部分があるなら、一般紙等でも7月から古紙回収を市で行うという情報も流していききたい。

窪之内 義務化ではないので、配らないという町内会にも、この号に限っては配ってほしいという依頼もできると思う。町内会に入っていない人というのは、いろいろな理由で入らないので、役員にはどうしてそういう理由で抜けた人にまで配らなければならないのかという思いはある。この問題に限ってはお願いするとか、改めて義務化はできないが、お願いするという対応を取る方法を考えていただきたい。

深瀬課長 できる限り可能な方法をもって広報していききたい。

委員長 私から確認させていただきたい。町内会に入っていない人の分の広報は町内会に行っていないのか。私の町内会は120戸のうち、70戸くらいしか町内会に入っていないが、広報が全部来ているし、町内会に入っていないにかかわらず全戸に配っている。それに対する広報配付委託料も来ているが、その辺についてはいかがか。

深瀬課長 町内会の申請に基づいて部数を配付して、その申請に基づいて広報配付委託料を交付している形になっている。

委員長 他に質疑はあるか。

清水 ① 新型インフルエンザの関係がほぼ終息しているとはいえ、いつまたパンデミックが起きるかわからない状況だと思う。これまでの新型インフルエンザのワクチン接種状況、また、次なるパンデミックに対する対策は、どのような状況にあるのか伺う。

② 危険な空き地、廃屋については、予算審査特別委員会のたびに取り上げているが、ここ一、二年でテレビなどでも非常によく取り上げられている。長崎市など自治体が債権者等と連絡を取って処分をするということが現実には始まっているが、滝川市内にも廃屋が何軒かあるので、債権者と連絡が取れているのかどうかも含めて、どこまで検討が進んでいるのか伺う。何人かの方も一般質問で質問しており、市も相当必要と考えていると思うので伺う。

③ 代表質問でその他プラスチックについては今後の課題ということで、非常に時代おくれの答弁がなされた。滝川市の燃やせるごみ8,000トンは、8,000キロリットルの灯油にほぼ匹敵する。8,000キロリットルの灯油といえば、

8,000世帯の灯油の使用量に匹敵する。CO₂を減らそうと思えば一番効果が出るのがこの分野である。恐らく1割は減るということで、コスト計算も必要だろうが、課題だということであれば22年度は前進がないことになりかねないので、どういう取り組みを行うのか伺う。また、家庭の剪定枝も燃やされており、これについてのデータはリサイクルで何回か集めており、燃やせるごみの1割ということで、これだけでも800キロリットルの灯油を燃やさなくていいのと同じ効果を上げられる。今北海道の森にチップにしまっているが、そういった形か、あるいは維持センターでやっているような堆肥にするような取り組みもきちんと計画を立てて進めていく必要があると思うので伺う。

織田主幹

① 新型ワクチンに関しては国が実施しているということで、滝川市民としての接種率は出していない。このワクチン接種に関しては、新型インフルエンザワクチンを実施している各医療機関から保健センターに実施人数を知らせていただいている。それは滝川市民に限らず、どこの市町村からでも来た人数ということで、保健センターで取りまとめたものを道に報告している状況である。道で取りまとめた3月4日付の道新の接種率では、1月末現在の道民の接種率は11.9%ということだった。中身的には、一番最初に行った医療従事者は96.9%が受けた。それと持病のある方ということで基礎疾患のある方が優先接種になったが76.4%だった。この2つに関しては、かなりインフルエンザがはやっていた時期だったので接種率も高かったと思う。その後、妊婦は35.5%、1歳から小学生は18.4%、中学生は10.5%、高校生は7.3%、その後行われた高齢者は7%ということで1月末現在の接種率を出しているが、滝川市もこれとほぼ同様の数と見込んでいる。具体的な接種率は出ないが、道内の接種率とほぼ同様と考えている。今後のパンデミック等に関する対策だが、今回の新型インフルエンザも昨年3月くらいから鳥インフルエンザの流行に備えて道は行動計画を立てて、それに伴って各市町村が市町村計画を立てるという段階の中で、豚インフルエンザに関する新型インフルエンザが発生した状況である。まだ市町村としては準備が整っていない状況の中で新型インフルエンザが発生したが、このことをもとに、各市町村も今後の新型インフルエンザ等に関する、新型だけにかかわらずだが、行動計画を立てて各医療機関、その他企業や組織内できちんと対応できるような体制を考えていきたい。

深瀬課長

② 長崎や富山県滑川では、条例を持って整理しているケースもある。ただ、これについては建物の所有者が相続、抵当権などをすべて整理した上で市に寄附する形になっている。なかなか権利調整がうまくいかないという話も聞いている。昨年は、室蘭市で条例に基づいて建物の危険箇所の一部を撤去するというようなことも伺っており、私どももその点については勉強させていただき、対応を考えていきたい。

久松主査

③ その他プラスチックの関係だが、平成24年度に解体予定の清掃センター、その後資料の中で収集コストも含めて検討していきたい。家庭の剪定枝については、リサイクルで破碎して燃やせるごみにしているが、委員のお話ではそれを余り燃やさないで資源化して利用ということだったので、それについてはコスト面も含めてこれから検討したい。

清水

① 廃屋及び容り法及び剪定枝について、計画というのはわかるが、それぞれ具体的に22年度にどこまでやるのかを明確にする必要がある。例えば市内の廃屋調査は今までされていないと思う。何丁目何番地にこういう廃屋があるということで写真を撮ったり、権利関係を全部整理することなどを進めていかない

と、一般論だけでは進まないと思う。22 年度にそういった具体的な作業をどこまで詰めるのかを伺う。

② 容り法についてもその他プラスチックを分けるのは家庭の作業にかなりの部分を依存するので、そういう点でモデル事業は並行してやっていくということも考えていかないと、24 年度に清掃センターが撤去された跡地利用でということになると、どんどんおくれることになる。少なくとも日本は 2020 年までに 25%カットを国際公約したわけなので、1 カ月単位でやっていかないと間に合わない。2 年先の話を抽象論で語るというペースでは余りにも遅過ぎると思うが、考えを伺う。

深瀬課長

① 廃屋については、室蘭市の例を参考にして勉強してくるという中には、当然滝川市の現状の把握というものも含まれると思う。

② 廃プラ等の問題については、どうしてもヤード等の問題もある。そういったものができるタイミングとそのモデル事業で、例えば 22 年度から始めれば実際に行われるのは順調に稼働するとしても 25 年になる。そういった長い期間についてモデル事業をするのかという部分もあるので、そういった計画も含めてあわせて考えていきたい。

委員長

副委員長

他に質疑はあるか。

女性特有のがん検診事業について、確かに全国平均から見ると受診率は倍近い数字だと認識している。ただ、都道府県別で受診率の高いところと低いところがあるが、その要因についてはどのように考えているのか伺う。また、滝川市の場合、どういう周知努力をすれば受診率が上がると考えているのか伺う。

織田主幹

確かに都道府県別においては、すべてのがん検診において差がある。都道府県別の差についての分析はかなり難しいが、県単位とか都道府県別の周知の仕方や考え方がかなり違うのではないかなと思う。また、医療機関のあるなしも要因かなと思う。医療機関が少なければ事前に予防しなければならないので、検診などは進み、医療機関にかかりやすい場所では検診より医療機関にかかっている場合が多いと思うが、具体的には分析している状況ではない。9 月 1 日から始まるので 8 月末までに全員に個別通知をしたが、12 月末現在では子宮がんで 10%くらい、乳がんで 16%くらいの受診率だった。その後、新聞等での周知とさらに 12 月末現在で受診しなかった方への個別通知という 2 段階構えで、子宮がんで 19%、乳がんで 28%までいった。最初に通知が届いても置き去りにされていることがあるので、対象者には個別に勧奨していくことが大事だと思っている。

委員長

他に質疑はあるか。（なし）質疑の留保はなしと確認してよいか。（よし）以上で衛生費の質疑を終結する。以上で本日の日程はすべて終了した。明日は午前 10 時から会議を開く。本日はこれで散会する。

散 会 14:20